企業合理化促進法施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

企業合理化促進法施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、企業合理化促進法施行規則第八条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 2　［略］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、企業合理化促進法施行規則第八条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、企業合理化促進法施行規則第八条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 2　［略］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、企業合理化促進法施行規則第八条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十九号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令（令和五年政令第三百二十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

文部科学大臣　盛山　正仁

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則

目次

第一章　認定日本語教育機関の認定（第一条―第十三条）
第二章　認定日本語教育機関の教員の資格
第一節　登録日本語教員（第十四条―第二十条）
第二節　日本語教員試験（第二十一条―第二十七条）
第三節　実践研修（第二十八条―第三十二条）
第四節　指定試験機関（第三十三条―第四十八条）
第五節　登録実践研修機関（第四十九条―第六十五条）
第六節　登録日本語教員養成機関（第六十六条―第七十四条）
第七節　雑則（第七十五条）
附則

第一章　認定日本語教育機関の認定

（認定の申請）

第一条　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。ただし、設置者が同条第三項第一号イに掲げるもの（国及び地方公共団体を除く。）である場合には第一号イ及び第三号から第五号までに掲げる書類を、国又は地方公共団体である場合には第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を除く。

一　設置者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名及び経歴を記載した書類

二　設置者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三　設置者の資産及び負債の状況を示す書類

四　事業計画並びに経費の見積り及び維持方法に関する書類

五　認定（法第二条第一項の認定をいう。以下同じ。）に係る日本語教育課程（法第一条に規定する日本語教育課程をいう。以下同じ。）の実施以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

六　教員及び職員の体制並びに校長（副校長を置く日本語教育機関（法第一条に規定する日本語教育機関をいう。以下同じ。）にあっては、副校長を含む。第三項において同じ。）、教員、事務を統括する職員及び留学のための課程（認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第二条第一項に規定する留学のための課程をいう。以下同じ。）を置く日本語教育機関にあっては生活指導担当者の資格及び経歴を記載した書類